

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）（簡易型）の試行要領
【発注者指定型】

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ICTの全面的な活用（ICT土工）（簡易型）【発注者指定型】」（以下、「ICT土工（簡易型）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT活用工事）

第2条 ICT土工（簡易型）とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。なお、起工測量、出来形管理等は従来手法により実施するものとする。

【施工プロセス】

・ICT建設機械による施工

下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

（対象とする工事）

第3条 ICT土工の試行対象工事は、各発注機関が選定する。

- 2 選定にあたっては、設計金額 2,000 万円以上かつ土工量が施工箇所 1 箇所あたり 1,000m³ 以上の河川堆積土砂撤去工事は全て対象とする。

（試行対象工事の報告）

第4条 ICT土工を指定型として発注する際は、技術企画課へ連絡することとする。

- 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

（発注）

第5条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、「ICT建設機械による施工（保守点検、システム初期費を含む）」にかかる経費を計上する。

- 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、公告文にICT土工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

（工事成績）

第6条 ICT土工を指定した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で2点の加点評価するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する